

魚津市告示第50号

魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年3月29日

魚津市長 村椿 晃

魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規定に定めるもののほか、魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空家 市内にある個人の居住用で、かつ、使用されていない建物（附属建物は除く。）をいう。

(2) 危険老朽空家 別表第1に規定する危険老朽空家の測定基準により算定した評点が90点以上の空家をいい、その評点が150点以上の場合を区分1とし、90点以上150点未満の場合を区分2とする。

(3) 居住誘導区域 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定に基づき本市が策定した魚津市立地適正化計画に定める居住を誘導すべき区域をいう。

(4) 連棟空家 危険老朽空家を含む建物間隔が1メートル未満に建っている隣り合った複数の空家をいう。

(5) 連棟空家（主） 同時に解体する連棟空家のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 別表第1に規定する危険老朽空家の測定基準により算定した評点が最も高いもの

イ 第2号に規定する区分がアの空家と同一のもの

(6) 連棟空家（従） 同時に解体する連棟空家のうち、連棟空家（主）でない空家をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、増加する空家の対策として、市内の活性化と市民の安全・安心の向上を図るため、危険老朽空家及び連棟空家を解体するものに対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助対象)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(1) 本市の地方税法（昭和25年法律第226号）第380条第1項に規定する固定資産課税台帳に登載されている家屋の所有者又は現に所有している者であること。

(2) 規則附則第2項に規定する市税等を滞納していないこと。

(3) 補助金の交付を申請しようとする月の属する年度（4月から6月までの期間に申請しようとするときは、前年度）において、申請者及びその同一の世帯員に係る地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額の合計が600万円未満であること。

(4) この補助金又はこの要綱による補助金に相当する補助金の交付を受けたことがないこと。

2 補助金交付の対象となる空家は、次の全てに該当するものとする。

(1) 危険老朽空家、連棟空家（主）又は連棟空家（従）であること。

(2) 一戸建て（附属建物は除く。）であること。

(3) 市内に本社、支店又は営業所を有する業者により解体を行うこと。

(4) 担保権、貸借権その他の申請者以外の者のための権利が設定されていないこと。

(補助金の額)

第5条 危険老朽空家の補助金の額は、解体工事費の3分の1とし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額とする。

ただし、別表第2に掲げる金額を限度額とする。

2 連棟空家（主）の補助金の額は、解体工事費の3分の1に10万円を加えた額とし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額とする。ただし、別表第3に掲げる金額を限度額とする。

3 連棟空家（従）の補助金の額は、解体工事費の3分の1とし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額とする。ただし、別表第4に掲げる金額を限度額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 申請者は、解体工事着工前に魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出し

なければならない。

- (1) 空家の現況写真（連棟空家を同時に解体する場合は、それらを含む。）
  - (2) 空家の位置図
  - (3) 解体工事見積書の写し
  - (4) 個人情報の取得に関する承諾書（様式第2号）
- （交付決定）

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、当該空家の調査を行い、補助の要件を満たしていると認めるときは魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、補助の要件を満たしていると認めないときは魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 前条の規定による交付決定通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から1月を経過する日又は交付決定日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 解体工事請求書及び領収書の写し
- (2) 解体工事着工前と完了後の写真（連棟空家を同時に解体する場合は、それらを含む。）
- (3) その他市長が必要と認めるもの

（額の確定）

第9条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の額を確定し、魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金額の確定通知書（様式第6号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 前条の額の確定通知を受けた者は、魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金請求書（様式第7号。以下「請求書」という。）を市長に提出し、補助金を請求しなければならない。

2 交付決定者は、当該補助金の受領について、対象工事実施業者に委任する方法（次項において「代理受領」という。）により行うことができる。

3 交付決定者は、前項の規定により代理受領を行おうとするときは、請求書に魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金の代理受領に係る委任状（様式第8号）を添付しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第11条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請又は不正の行為により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 第4条に規定する要件を満たす見込みがなくなったとき。

(3) この要綱に違反する行為があったとき。

(4) 市長の指示に従わないとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、当該交付決定者に対し、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第7条の規定による交付決定を受けている者に係る第11条の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

(魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金交付要綱の廃止)

3 魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金交付要綱（平成24年魚津市告示第32号）は、廃止する。ただし、この告示の施行の日の前日までに、この告示による廃止前の魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金交付要綱により交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

危険老朽空家の測定基準

| 評定区分 |                      | 評定項目                        | 評定内容  | 評点  | 最高<br>評点 |
|------|----------------------|-----------------------------|---|-----|----------|
| 1    | 構造一般<br>の程度          | (1) 基礎                      | ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの   | 10  | 45       |
|      |                      |                             | イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの  | 20  |          |
|      |                      | (2) 外壁                      | 外壁の構造が粗悪なもの   | 25  |          |
| 2    | 構造の腐<br>朽又は破<br>損の程度 | (3) 床                       | ア 根太落ちがあるもの   | 10  | 100      |
|      |                      |                             | イ 根太落ちが著しいもの又は床が傾斜しているもの  | 15  |          |
|      |                      | (4) 基礎<br>、土台、<br>柱又はは<br>り | ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの                                 | 25  |          |
|      |                      |                             | イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの | 50  |          |
|      |                      |                             | ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの                                       | 100 |          |
|      |                      | (5) 外壁                      | ア 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの  | 15  |          |
|      |                      |                             | イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの                     | 25  |          |
|      |                      | (6) 屋根                      | ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの  | 15  |          |
|      |                      |                             | イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの                            | 25  |          |
|      |                      |                             | ウ 屋根が著しく変形したもの  | 50  |          |
| 3    | 防火上又は避難上の構造の程度       | (7) 外壁                      | ア 延焼のおそれのある外壁があるもの  | 10  | 50       |
|      |                      |                             | イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの   | 20  |          |

|   |      |            |  |    |    |
|---|------|------------|--|----|----|
|   |      | (8) 屋根     | 屋根が可燃性材料でふかかれているもの                     | 10 |    |
|   |      | (9) 廊下、階段等 | ア 廊下、階段等の避難に必要な施設が不備であるため避難上支障があるもの    | 10 |    |
|   |      |            | イ 廊下、階段等の避難に必要な施設が著しく不備であるため避難上危険があるもの | 20 |    |
| 4 | 排水設備 | (10) 雨水    | 雨樋がないもの                                | 10 | 10 |
| 5 | 耐震性  | (11) 耐震基準  | 昭和56年5月以前に建築されているもの                    | 50 | 50 |

備考) 各評定項目につき該当評定内容が2つ以上ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

#### 別表第2 (第5条関係)

##### 危険老朽空家の補助金の限度額

| 自家の別表第1に基づく評点の区分 | 限度額                |                    |
|------------------|--------------------|--------------------|
|                  | 対象空家の位置が居住誘導区域内の場合 | 対象空家の位置が居住誘導区域外の場合 |
| 150点以上           | 60万円               | 50万円               |
| 90点以上150点未満      | 20万円               | 10万円               |

#### 別表第3 (第5条関係)

##### 連棟空家(主)の補助金の限度額

| 自家の別表第1に基づく評点の区分 | 限度額                |                    |
|------------------|--------------------|--------------------|
|                  | 対象空家の位置が居住誘導区域内の場合 | 対象空家の位置が居住誘導区域外の場合 |
| 150点以上           | 70万円               | 60万円               |
| 90点以上150点未満      | 30万円               | 20万円               |

#### 別表第4 (第5条関係)

##### 連棟空家(従)の補助金の限度額

| 連棟空家(主)の別表第1に基づく評点の区分 | 限度額  |
|-----------------------|------|
| 150点以上                | 50万円 |
| 90点以上150点未満           | 20万円 |

## 魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金交付申請書

魚津市長

あて

申請者 住所  
氏名  
電話

魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金の交付を受けたいので、魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

|   |  |                                  |
|---|--|----------------------------------|
| 1 空家の所在地                                      | 魚津市  | <input type="checkbox"/> 居住誘導区域内 |
| 2 同時に解体する連棟空家の有無                              | <input type="checkbox"/> 無し                  | <input type="checkbox"/> 有り      |
| 3 建築年月  | 年 月  |                                  |
| 4 解体工事期間                                      | 着工予定   | 年 月 日                            |
|   | 完成予定   | 年 月 日                            |
| 5 解体工事業者                                      | (業者名)<br>(住所)                                |                                  |
| 6 解体工事見積金額                                    | 金  | 円                                |
| 7 補助金申請履歴                                     | <input type="checkbox"/> 無し                  | <input type="checkbox"/> 有り      |
| 8 市の調査  | <input type="checkbox"/> 同意する                |                                  |
| 9 市税等の納付状況                                    | <input type="checkbox"/> 滞納無し                | <input type="checkbox"/> 滞納有り    |
| 10 所得要件                                       | <input type="checkbox"/> 世帯の合計所得金額が600万円未満   |                                  |
|   | <input type="checkbox"/> 不明（下記の同意により市で調査を希望） |                                  |
| 11 申請に関する審査のための個人情報の取得                        | <input type="checkbox"/> 同意する                | <input type="checkbox"/> 同意しない   |
|   |  | ※注意事項参照                          |
| <input type="checkbox"/> 申込書に記載した内容に虚偽はありません。 |  |                                  |

## 【添付書類】

- 1 空家の現況写真（連棟空家を同時に解体する場合は、それらを含む。）
- 2 空家の位置図
- 3 解体工事見積書の写し
- 4 個人情報の取得に関する承諾書（様式第2号）

※ 注意事項 同意しない場合は、住民票全部事項証明、市税等の納税証明書（世帯全員の滞納がないことを証するもの）及び空家の所有者が分かる書類を添付してください。

様式第2号（第6条関係）

個人情報の取得に関する承諾書

年度魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金を申請するにあたり、私及び私と同一の世帯員の住民登録の状況、市税等の納付状況及び空家の状況等を確認することを承諾いたします。

年 月 日

魚津市長

あて

申請者 住所  
氏名

|                                  |      |
|----------------------------------|------|
| 世帯員氏名（世帯員それぞれについて、本人実筆でご記入願います。） |      |
| （氏名）                             | （氏名） |
| （氏名）                             | （氏名） |
| （氏名）                             | （氏名） |

市使用欄

上記の者については、下記のとおり確認いたしました。

記

| 種別         | 状況                                       | 確認日 | 確認者 |
|------------|--|-----|-----|
| 住民登録       | ・ されている                                  |     |     |
|            | ・ されていない                                 |     |     |
|            | ・ 相違あり<br>相違点<br>( )                     |     |     |
| 納付状況       | ・ 滞納なし                                   |     |     |
|            | ・ 滞納あり<br>滞納状況                           |     |     |
| 固定資産       | 課税台帳名義等                                  |     |     |
| 世帯合計<br>所得 | ・ 世帯合計所得金額が600万円未満<br>・ 世帯合計所得金額が600万円以上 |     |     |



様式第3号（第7条関係）  
魚津市指令 第 号

申請者 住所  
氏名

魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった空家につきましては、補助の要件を満たしていると決定しましたので、魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次の条件を付し、金 円を交付する。

年 月 日

魚津市長



条件

- 1 この補助金の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金とし、その内容については当該申請書記載のとおりとする。
- 2 この補助金の執行については、魚津市補助金等交付規則及び魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金交付要綱に基づき行うものとする。

様式第4号（第7条関係）  
魚津市指令 第 号

申請者 住所  
氏名

魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった空家につきましては、次の理由で不交付と決定しましたので、魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、通知します。

年 月 日

魚津市長



交付しない理由

魚津市長

あて

住所

氏名

電話

魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定通知があった魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金について、魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて次のとおり実績報告します。

記

|            |                            |
|------------|----------------------------|
| 1 空家の所在地   | 魚津市                        |
| 2 解体工事費    | 金 円                        |
| 3 補助金交付決定額 | 金 円                        |
| 4 解体工事期間   | 着工年月日 年 月 日<br>完成年月日 年 月 日 |
| 5 解体工事業者名  | (業者名)<br>(住所)              |

【添付書類】

- 1 解体工事請求書及び領収書の写し
- 2 解体工事着工前と完了後の写真（連棟空家を同時に解体する場合は、それらを含む。）
- 3 その他市長が必要と認めるもの

様式第 6 号（第 9 条関係）  
魚津市指令 第 号

申請者 住所  
氏名

魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金額の確定通知書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定した魚津市  
危険老朽空家対策支援事業補助金については、魚津市危険老朽空家対策支援  
事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、交付額を金 円に確定す  
る。

年 月 日

魚津市長



様式第7号（第10条関係）

魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金請求書

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付け魚津市指令 \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 号で交付決定通知のあった魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金として

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

魚津市長

あて

請求者

住所

氏名

印

下記の口座に振込み願います。

|                 |                |      |  |  |  |                |  |  |  |
|-----------------|----------------|------|--|--|--|----------------|--|--|--|
| 金融機関名           | 銀行<br>金庫<br>農協 |      |  |  |  | 本店<br>支店<br>支所 |  |  |  |
|                 | 金融機関コード        |      |  |  |  | 店舗コード          |  |  |  |
| 口座名義人<br>(預金者名) | フリガナ           |      |  |  |  |                |  |  |  |
|                 | 氏名             |      |  |  |  |                |  |  |  |
| 種別              | 1 普通           | 口座番号 |  |  |  |                |  |  |  |
|                 | 2 当座           |      |  |  |  |                |  |  |  |
|                 | 3 その他<br>( )   |      |  |  |  |                |  |  |  |

※ 請求者（額の確定通知を受けた者）又は代理受領受任事業者名義の口座を記入してください。

様式第8号（第10条関係）

魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金の代理受領に係る委任状

年 月 日

申請者 住所  
氏名

私は、下記の建築物の魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金について、魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金交付要綱第10条に規定する請求した補助金の受領を

法人名  
代表者氏名  
所在地

に委任します。

記

- 1 建築物の所在地 魚津市
- 2 受領を委任する補助金請求額 金 円

---

魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金の代理受領の受任に係る同意書

年 月 日

代理受領受任事業者 法人名  
代表者氏名  
所在地

私は、上記の建築物の魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金について、魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金交付要綱第10条に規定する請求した補助金の受領を受任することに同意します。